

助成事業名	地域子ども・子育て支援事業
-------	---------------

国補・県単別	国補	分類	4-1	県主管課	子育て支援課	室等	子育て支援班ほか	内線	2317 ほか
事業実施主体	市町村			関係省庁名	こども家庭庁				

事業の目的・概要	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施する、子ども・子育て支援に係る事業に係る経費に対して助成する。		補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	1 利用者支援事業 2 一時預かり事業 3 放課後児童健全育成事業 4 地域子育て支援拠点事業 5 乳児家庭全戸訪問事業 6 養育支援訪問事業 7 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 8 子育て短期支援事業 9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 10 延長保育事業 11 病児保育事業 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 14 子育て世帯訪問支援事業 15 児童育成支援拠点事業 16 親子関係形成支援事業	留 意 事 項	平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度に基づき実施。	
	根拠法令等	・子ども・子育て支援法				事 例 等	令和 4、5、6 年度実施市町村（54 市町村）
申請時期・手続き等	4	未定					
	5						
	6						
	7						
	8						
9			対象市町村等数	54			
10							
11			実施市町村等数（6 年度）	54			
12							
1			補助率・額				
2							
3							
4							
5					国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 （一部、国 2/3、県 1/6、市町村 1/6）		

助成事業名	千葉県地域少子化対策重点推進事業
-------	------------------

国補・県単別	国補	分類	4-2	県主管課	子育て支援課	室等	こども未来室	内線	2656 ほか
事業実施主体	県・市町村			関係省庁名	こども家庭庁				

事業の目的・概要	都道府県または市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合などを含む。）が、結婚、妊娠・出産、育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組、婚姻に伴う新生活の経済的支援策等を支援し、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。			○対象事業 1 ライフデザイン・結婚支援重点推進事業 ・企業等と連携した結婚支援、ライフデザインセミナー等 ①重点メニュー ②一般メニュー 2 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業 ・男性の家事・育児参画、育児取得促進に係る取組 ・結婚・子育てを応援する社会的気運醸成の取組等 ①重点メニュー ②一般メニュー 3 結婚新生活支援事業 ・新規に婚姻した若年の低所得世帯へ、婚姻に伴う新生活に係る経（住宅購入・賃借費用、引越費用、リフォーム費用）の支援 ①都道府県主導型市町村連携コース ②一般コース	留意事項 過年度も交付金の対象であった、自治体において継続して取組む事業は、ステップアップが要件。 ステップアップの定義 これまでの取組の中で浮かび上がった課題に対応して、取組を拡充・深化することや、見直して規模の縮小や運営上の工夫を加えることが必要。	
	根拠法令等	【国】 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和7年度当初予算・令和6年度補正予算）（予定） 【県】 令和7年度千葉県地域少子化対策重点推進補助金交付要綱（予定）				事例等 令和6年度実施市町村（32市町村） 千葉市、銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、勝浦市、市原市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、長生村、白子町、大多喜町、鋸南町
申請時期・手続き等	9	翌年度事業事前要望調査	補助対象事業・補助基準等	○基準額 ・1及び2 令和7年度当初予算 政令指定都市 1市につき15,000千円 政令指定都市以外の市町村 1市につき10,000千円 令和6年度補正予算 政令指定都市 1市につき105,000千円 政令指定都市以外の市町村 1市につき70,000千円 ・3 1世帯当たりの補助上限額 夫婦ともに29歳以下：60万円 夫婦ともに39歳以下：30万円 ※交付額は補助率を乗じた額	備考	
	12	国交付申請の事前協議受付 〆切（～1/31）				○補助率 国3/4, 事業実施主体(市町村)1/4 …1① 国2/3, 事業実施主体(市町村)1/3 …1②、2①、3① 国1/2, 事業実施主体(市町村)1/2 …2②、3②
	1	審査期間 内示			対象市町村等数	54
	2	交付決定 （4月～翌3月）事業実施			実施市町村等数（6年度）	32
	3	実績報告（～3/20頃〆）				
	4	額の確定 市町村→県 請求書提出 県→市町村 支払				
	5	事後評価（効果の検証） 検証結果の報告				
	6					
	7					

助成事業名	老人クラブ活動等社会活動促進事業
-------	------------------

国補・県単別	国補	分類	4-3	県主管課	高齢者福祉課	室等	地域活動推進班	内線	2342
事業実施主体	市町村			関係省庁名	厚生労働省				

事業目的・概要	高齢者の生きがいと健康づくりに有する活動・事業を推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を図る。		補助対象事業・補助基準等	(1) 補助対象 ア) 老人クラブ イ) 市町村老人クラブ連合会 (2) 対象事業 ・老人クラブ事業 ・活動促進事業 ・健康づくり・介護予防支援事業 ・地域支え合い事業 ・若手高齢者組織化・活動支援事業 ・市町村老連活動支援体制強化事業 (3) 補助対象経費 老人クラブ等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料	留意事項	事例等	・友愛訪問活動 ・清掃奉仕 ・地域見守り ・教養講座開催 ・老人クラブへの指導 ・高齢者向けスポーツの普及を図る講習会・大会の開催 ・介護予防教室の開催 ・犯罪被害を防ぐ情報の提供 ・交通安全教室の開催 ・若手高齢者を対象としたグループ活動の組織化	対象市町村数	51
	根拠法令等	老人福祉法 在宅福祉事業費補助金交付要綱 老人クラブ活動等事業実施要綱 老人クラブ等事業運営要綱							

助成事業名	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業
-------	----------------------------------

国補・県単別	国補・県単	分類	4-4
事業実施主体	市町村		

県主管課	高齢者福祉課	室	介護保険制度班	内線	2446
関係省庁名	厚生労働省				

事業の目的・概要	低所得者の介護保険サービス利用に対し、利用者負担について軽減措置を講じる市町村に対して助成する。		1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等について利用者負担を軽減するための費用について補助する。 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 低所得者で生計が困難な者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担の減免を行う場合、本来受領すべき利用者負担額の一定割合を超えた社会福祉法人等に対して、市町村が所要の支援を行った場合に補助する。	留意事項						
	根拠法令等	介護保険事業費補助金交付要綱、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)、千葉県介護保険事業費補助金交付要綱			事例等	令和6年度 1 千葉市、船橋市、松戸市、成田市、旭市 2 千葉市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、勝浦市、市原市、我孫子市、君津市、匝瑳市、富里市、				
申請時期・手続き等		<ul style="list-style-type: none"> 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 交付申請・交付決定 2 概算払 3 実績報告 4 額の確定 	補助対象事業・補助基準等	補助率・額		国1/2、県1/4、市町村1/4		備考		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象市町村数</td> <td colspan="2">全市町村</td> </tr> <tr> <td>実施市町村数 (令和6年度)</td> <td>1</td> <td>5市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>12市</td> </tr> </table>				対象市町村数	全市町村			実施市町村数 (令和6年度)	1
対象市町村数	全市町村									
実施市町村数 (令和6年度)	1	5市								
	2	12市								

助成事業名	市民後見推進事業
-------	----------

国補・県単別	県単	分類	4-5	県主管課	高齢者福祉課	室等	認知症対策推進班	内線	2237
事業実施主体	市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業を実施する市町村に対し、経費の助成を行う。		[補助対象] ①市民後見人養成のための研修の実施 ②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ③市民後見人の適正な活動のための支援 ④その他、市民後見人の活動の推進に関する事業	留意事項			
	根拠法令等						
申請時期・手続き等	4	交付申請 交付決定	補助対象事業・補助基準等	[補助対象経費] 市民後見推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	事例等	令和4年度実施市町村（14市） 千葉市、市川市、木更津市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、※鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、山武市	
	5					令和5年度実施市町村（17市） 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鴨川市※、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、山武市	
	6					令和6年度実施市町村（16市） 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鴨川市※、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、山武市	
	7					※鴨川市は、館山市、南房総市、鋸南町との4市町協働実施	
	8					対象市町村等数	全市町村
9						実施市町村等数（6年度）	16市
10							
11							
12							
1							
2							
3							
4		実績報告	補助率・額	県 3 / 4 市町村 1 / 4	備考		
5		交付額の確定					

助成事業名	生活ホーム運営事業
-------	-----------

国補・県単別	県単	分類	4-6	県主管課	障害福祉事業課	室等	事業・暮らしの場支援推進班	内線	2339
事業実施主体	市町村			関係省庁名					

事業概要	独立した生活を求めている知的障害者、あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に対して居室等を提供し日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、知的障害者の社会参加の促進を図る。	補助対象事業	生活ホームの設置者に対して市町村が運営費を補助する場合、その2分の1を補助する。	留意事項		
	千葉県生活ホーム運営事業実施要綱 千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱		千葉県生活ホーム運営事業等補助金交付要綱		【令和4年度】 市川市他計23市町村 【令和5年度】 市川市他計23市町村 【令和6年度】(見込み) 市川市他計23市町村	
申請時期・手続等	<ul style="list-style-type: none"> — 4 — 5 — 6 — 7 — 8 — 9 — 10 — 11 — 12 — 1 — 2 交付申請 — 3 交付決定 — 4 実績報告 — 5 額の確定 	補助基準等	補助率 市町村 1/2、県 1/2 (居住不明者は県 10/10) 補助基準額 一人あたり 63,000円～83,000円/月 但し、世話人代替(1日 7,620円) は、補助率 10/10	事例等	対象市町村数	51
	実施市町村数(6年度)		23			
備考				備考		

助成事業名	障害者グループホーム運営費等補助
-------	------------------

国補・県単別	県単	分類	4-7	県主管課	障害福祉事業課	室等	事業・暮らしの場支援推進班	内線	2339
実施事業主体	市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	障害者の地域生活移行を促進するため、グループホームの運営費に対し助成する。	補助対象事業	障害者総合支援法に基づくグループホームの設置者に対して市町村が運営費を補助する場合、その2分の1を補助する	留意事項		
	千葉県障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱				<p>【令和4年度】 (千葉市、船橋市、柏市を除く市町村)計51市町村</p> <p>【令和5年度】 (千葉市、船橋市、柏市を除く市町村)計51市町村</p> <p>【令和6年度】(見込み) (千葉市、船橋市、柏市を除く市町村)計51市町村</p>	
申請時期	<ul style="list-style-type: none"> 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 交付申請 3 交付決定 4 実績報告 5 額の確定 	補助基準等	<p>運営費</p> <p>○補助率：市町村 1/2、県 1/2</p> <p>○補助基準額(月額)：</p> <p>住居定員4人の場合</p> <p>(区分1) 85,000円～</p> <p>(区分6) 227,000円</p> <p>(補助基準額と国報酬額との差額を補助)</p>	備考	対象市町村数	51
					実施市町村数(6年度)	51
手続き等						

助成事業名	救急医療機関整備事業補助
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	4-9
事業実施主体	市町村、日赤等		

県主管課	医療整備課	室等	医療体制整備室	内線	3886
関係省庁名	厚生労働省				

事業概要	市町村等が実施する小児救急医療支援事業、小児初期救急センター運営事業及び病院の開設者が行う小児救急医療拠点病院運営事業、ドクターヘリ運営事業、救急患者退院コーディネーター事業、小児救命救急センター事業について助成し、夜間又は休日における救急医療体制の確保を図る。	補助対象事業・補助基準等	1 初期救急医療体制 小児初期救急センター運営事業	留意事項																																
	2 第二次救急医療体制 ①小児救急医療支援事業 ②小児救急医療拠点病院運営事業																																			
根拠法令等	千葉県救急医療機関整備事業補助金交付要綱 千葉県小児二次救急医療対策事業補助金交付要綱		3 第三次救急医療体制 ドクターヘリ運営事業 小児救命救急センター運営事業	事例等	地方公共団体、公立病院の実績(6年度) 小児初期救急センター運営事業(6団体) 小児救急医療支援事業(4団体) 小児救急医療拠点病院運営事業(2団体) ドクターヘリ運営事業(1団体) 救急患者退院コーディネーター事業(6団体)																															
申請時期・手続き等	<table border="1"> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>翌年度事業計画提出</td></tr> <tr><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>交付申請</td></tr> <tr><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>交付決定</td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>実績報告</td></tr> <tr><td>5</td><td>額の確定</td></tr> </table>	4				5		6		7		8	翌年度事業計画提出	9		10		11	交付申請	12		1		2	交付決定	3		4	実績報告	5	額の確定		4 その他 救急患者退院コーディネーター事業	<table border="1"> <tr> <td>対象市町村数</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>実施市町村数(6年度)</td> <td>12</td> </tr> </table>	対象市町村数	54
4																																				
5																																				
6																																				
7																																				
8	翌年度事業計画提出																																			
9																																				
10																																				
11	交付申請																																			
12																																				
1																																				
2	交付決定																																			
3																																				
4	実績報告																																			
5	額の確定																																			
対象市町村数	54																																			
実施市町村数(6年度)	12																																			
		補助率・額	ドクターヘリ運営事業 10/10 小児初期救急センター運営事業 2/3 小児救急医療拠点病院運営事業 2/3 小児救命救急センター運営事業 2/3 小児救急医療支援事業 1/2 救急患者退院コーディネーター事業 1/3	備考																																

助成事業名	周産期医療施設運営事業補助
-------	---------------

国補・県単別	国補	分類	4-10
事業実施主体	市町村、医療法人等		

県主管課	医療整備課	室等	医療体制整備室	内線	3886
関係省庁名	厚生労働省				

事業概要	市町村や医療法人等、病院の開設者が行う周産期母子医療センターの運営、NICUにおいて新生児医療に携わる医師に対する新生児担当手当について助成し、周産期医療体制の確保を図る。	補助基準額 【周産期医療施設運営事業】 1 総合周産期母子医療センターの運営 MFICU (公立) 2,236千円×病床数×事業月数/12 (民間) 6,111千円×病床数×事業月数/12 NICU (民間のみ) 3,693千円×病床数×事業月数/12 GCU (民間のみ) 1,758千円×病床数×事業月数/12 2 地域周産期母子医療センターの運営 MFICU (公立) 7,923千円×病床数×事業月数/12 (民間) 11,423千円×病床数×事業月数/12 NICU (公立) 5,772千円×病床数×事業月数/12 (民間) 9,066千円×病床数×事業月数/12 GCU (公立) 915千円×病床数×事業月数/12 (民間) 2,513千円×病床数×事業月数/12 ※その他母体救命強化、麻酔科医配置、臨床心理技術者配置に対する加算措置あり 【新生児医療担当医確保支援事業】 新生児1人あたり5,000円	留意事項			
	根拠法令等			千葉県周産期医療施設運営費補助金交付要綱 千葉県新生児医療担当医確保支援事業補助金交付要綱	地方公共団体、公立病院の実績(6年度) 地域周産期母子医療センターの運営(4団体) 新生児医療担当医確保支援事業(1団体)	
申請時期・手続き等	<ul style="list-style-type: none"> 4 5 6 7 8 翌年度事業計画提出 9 10 11 交付申請 12 1 交付決定 2 3 4 実績報告 5 額の確定 	補助基準額等	事例等			
		補助率・額		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象市町村数</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>実施市町村数(6年度)</td> <td>4</td> </tr> </table>	対象市町村数	54
対象市町村数	54					
実施市町村数(6年度)	4					
		補助率・額	備考			
		周産期医療施設運営事業 2/3 新生児医療担当医確保支援事業 1/3				

助成事業名	千葉県地域中核医療機関整備促進事業
-------	-------------------

国補・県単別	その他	分類	4-11
事業実施主体	市町村、地独法等の公的医療機関		

県主管課	医療整備課	室	医師確保・地域医療推進室	内線	3902
関係省庁名	厚生労働省				

事業の目的・概要	市町村等が実施する自治体病院等の地域において中核的役割を果たしている公的医療機関の新築、増改築等に係る事業について助成し、医療機関の機能強化や機能分化を促進し、地域医療連携体制の構築を図る。		補助対象事業	【補助対象事業】 1 地域における中核的医療機関の新築、増改築事業に要する工事費、工事請負費 2 特殊医療施設の新築、増改築事業に要する工事費、工事請負費 ※特殊医療施設とは、救急医療施設、小児医療施設、がん診療施設、医学的リハビリテーション施設のいずれかに該当する医療施設を指す。	留意事項
	根拠法令等	千葉県地域中核医療機関整備促進事業補助金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	整備計画策定段階から県へ事前相談	基準等	【基準面積】 1 地域中核医療施設の場合（標準面積は病院の機能に応じて異なる。） 病棟：（標準面積 45～65 m ² ×病床数×40％）－残存面積 診療棟：（標準面積 45～65 m ² ×病床数×30％）－残存面積 調剤・調理学：（標準面積 45～65 m ² ×病床数×30％）－残存面積 2 特殊医療施設の場合 病棟：病床数×60 m ² ×40％ 診療棟：850 m ² 管理サービス部門：600 m ² 救急基幹センター：600 m ²	事例等
	5	事業計画書等提出			
	6	補助金交付申請書提出		【基準単価】 RC造 176,260 円/m ² ～264,400 円/m ² CB造 153,660 円/m ² ～230,500 円/m ²	
	7			対象市町村等数 54 実施市町村等数（6年度） 2	
	8				
9	交付決定	【補助率】 上記1, 2いずれの場合も 1/3 【補助額の上限】 上記1, 2いずれの場合も 基準面積×基準単価×補助率	備考		
10	実績報告書提出				
11		額の確定			
12					
1					
2					
3					
4					
5					

助成事業名	千葉県病床機能再編支援事業
-------	---------------

国補・県単別	国補	分類	4-12	県主管課	医療整備課	室	地域医療構 想推進室	内線	2608
事業実施主体	県・市町村			関係省庁名	厚生労働省				

事業の目的・概要	地域医療構想(※)の実現を図るため、医療機関が実施する病床削減に対して給付金を支給する。		【支給対象】 (1)単独支援給付金支給事業 平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能(以下「対象3区分」という。)と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者 (2)統合支援給付金支給事業 平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象3区分と報告した病床数の減少を伴う、統合計画に参加する医療機関の開設者 (3)債務整理支援給付金支給事業 地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関の開設者 【支給要件】 ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び千葉県医療審議会地域保健医療部会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。 ② 病床削減後の許可病床数が、H30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下となること。 ③ 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。 ④ 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。 【補助額】 削減する病床1床あたり 1,140千円～2,280千円 (病床稼働率によって単価変動) 50%未満:1,140千円/床 50～60%:1,368千円/床 60～70%:1,596千円/床 70～80%:1,824千円/床 80～90%:2,052千円/床 90%～ :2,280千円/床	非稼働病床の削減は補助対象外
	根拠法令等	千葉県病床機能再編支援事業補助金交付要綱		
申請時期・手続き等	4	未定	補助対象事業・補助基準等	留意事項
	5			
	6			
	7			
	8			
9		事例等		
10				
11				
12				
1				
2		備考		
3				
4				
5				
5				
		令和4年度実施市町村 (地独)さんむ医療センター 令和5年度実施市町村 実施なし 令和6年度実施市町村 実施なし	対象市町村等数	16
			実施市町村等数(6年度)	—
		国 100%	補助率・額	

助成事業名	千葉県在宅医療連携促進支援事業
-------	-----------------

国補・県単別	その他	分類	4-13
事業実施主体	市町村		

県主管課	医療整備課	室	地域医療構想推進室	内線	2457
関係省庁名	厚生労働省				

事業の目的・概要	今後見込まれる在宅医療需要増加に向け、地域の実情に応じた体制整備を進めるため、市町村が、千葉県保健医療計画に位置付けられる「在宅医療に必要な連携を担う拠点」としての事業を実施するにあたり、その経費の一部について助成することで、県内において継続的な在宅医療連携体制を確保することを目的とする。		補助対象事業	<p>(補助対象事業)</p> <p>市町村が実施する、在宅医療に必要な連携を担う拠点としての事業のうち、次の各号に掲げる要件のいずれか1つ以上を満たす事業とする。</p> <p>(1) 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等の実施に関するもの。</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整に関するもの。</p> <p>(3) 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や、24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進に関するもの。</p> <p>(4) 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有に関するもの。</p> <p>(5) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発の実施に関するもの。</p> <p>(6) その他、在宅医療に必要な連携を担う拠点が行う事業として知事が認めるもの。</p>	留意事項	令和6年度実施市町村 千葉県・八千代市				
	根拠法令等									
申請時期・手続き等	4	交付決定	事業・補助基準等	<p>補助率 10/10</p> <p>上限額 3,000千円</p>	事例等	<table border="1"> <tr> <td>対象市町村等数</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>実施市町村等数(6年度)</td> <td>2市</td> </tr> </table>	対象市町村等数	54	実施市町村等数(6年度)	2市
	対象市町村等数	54								
	実施市町村等数(6年度)	2市								
	5									
	6									
7										
8										
申請時期・手続き等	9		補助率・額	<p>補助率 10/10</p> <p>上限額 3,000千円</p>	備考	※補助要件に該当するもの				
	10									
	11									
	12									
	1									
2	次年度申請開始									
3	実績報告									
4	交付額の確定									
5	次年度交付決定									
	支払い									

助成事業名	千葉県病床転換助成事業
-------	-------------

国補・県単別	その他	分類	4-14	県主管課	医療整備課	室	地域医療構 想推進室	内線	2608
事業実施主体	県・市町村			関係省庁名	厚生労働省				

事業の目的・概要	医療の効率的な提供を推進するため、医療法人等が行う療養病床等から介護保険施設等への施設整備費を助成することにより、病床転換の促進を図る。		補助対象事業等	<p>【補助対象者】</p> <p>(1) 医療法人</p> <p>(2) 病院又は診療所の開設の許可を受けた者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>(3) 診療所の開設の届出をした者</p> <p>【補助の対象となる病床】</p> <p>(1) 療養病床(介護療養病床を除く。)</p> <p>(2) 一般病床のうち、療養病床とともに同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの</p> <p>【補助の対象となる転換先施設】</p> <p>(1) 介護医療院 (2) ケアハウス</p> <p>(3) 介護老人保健施設</p> <p>(4) 有料老人ホーム(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が、おおむね13㎡以上であること)</p> <p>(5) 特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室</p> <p>(7) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(8) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 複合型サービス事業所</p> <p>(10) 生活支援ハウス</p> <p>(11) サービス付き高齢者向け住宅</p>	留意事項等	介護療養病床から補助の対象となる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして補助の対象となる転換先施設に転換する病床は補助対象外	
	根拠法令等	千葉県病床転換助成事業補助金交付要綱				令和4年度実施市町村 実施なし	令和5年度実施市町村 東庄町
申請時期・手続き等	4	未定	補助率・額	<p>【補助額】</p> <p>転換前の病床数に1床あたり以下の金額を乗じて得た額の範囲内で知事が必要と認めた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修・・・500千円 ・改築・・・1,200千円 ・創設・・・1,000千円 	備考	対象市町村等数	16
	5					実施市町村等数(6年度)	-
	6						
	7						
	8						

助成事業名	介護人材確保対策事業費補助
-------	---------------

国補・県単別	その他	分類	4-15	県担当課	健康福祉指導課	室	福祉人材確保対策室	内線	2606
事業実施主体	市町村、事業者等			関係省庁名	厚生労働省				

事業の目的・概要	少子高齢化の急速な進展に伴い喫緊の課題となっている介護人材の確保を図るため、介護分野への就業促進や職員の資質向上、働きやすい職場環境整備等、介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を実施する市町村・事業者等を支援する。			留意事項		
	根拠法令等	千葉県地域医療介護総合確保基金条例 千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱				
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	交付申請受付開始(5月中旬) ※適宜手続き 交付申請→交付決定 →実績報告→額の確定	補助対象事業・補助基準等	①介護人材就業促進事業 [対象] 市町村、事業者等 [基準額] 1,000 千円 ②就業促進のための研修支援事業 [対象] 市町村 [基準額] 初任者研修 50 千円/人 実務者研修 100 千円/人 等 ③潜在有資格者等再就業促進事業 [対象] 市町村、事業者等 [基準額] 1,000 千円 ④介護人材マッチング機能強化事業 [対象] 市町村、事業者等 [基準額] 1,000 千円 ⑤介護人材バンク事業 [対象] 市町村 [基準額] 5,000 千円 ⑥介護人材キャリアアップ研修支援事業 [対象] 市町村、事業者等 [基準額] 1,000 千円 等 ⑦アセッサー講習受講支援事業 [対象] 県内介護施設等運営法人 [基準額] 23,650 円/人 ⑧介護事業所内保育施設運営支援事業 [対象] 市町村 [基準額] (保育士給与総額 -保育料収入)×2/3 ⑨介護福祉士実務者研修に係る代替職員の確保事業 [対象] 県内介護施設等運営法人 [基準額] 13 千円/人・日(上限10日)	令和6年度実績(交付決定) R7.1.31 時点 ① 介護人材就業促進事業 事業数: 45 事業 ② 就業促進のための研修支援事業 事業数: 48 事業 ③潜在有資格者等再就業促進事業 事業数: 1 事業 ④介護人材マッチング機能強化事業 事業数: 11 事業 ⑤介護人材バンク事業 事業数: 1 事業 ⑥介護人材キャリアアップ研修支援事業 事業数: 72 事業 ⑦アセッサー講習受講支援事業 事業数: 9 事業 ⑧介護事業所内保育施設運営支援事業 事業数: 2 事業 ⑨介護福祉士実務者研修に係る代替職員の確保事業 事業数: 3 事業	対象市町村等数 ※1 実施市町村等数(6年度) ※2